

一般社団法人 北海道電気管理技術者協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道電気管理技術者協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を置くことができる。

3 従たる事務所に関して必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

(目 的)

第3条 当法人は、電気事業法施行規則による個人事業者である電気管理技術者の電気保安管理技術の向上と経営の安定を図ることにより、自家用電気工作物の安全の確保及び電気利用の合理化に寄与することを目的とする。

(規 律)

第4条 当法人は、別に定める倫理規程に則り、個人事業者である電気管理技術者の協力体制を確立し、前条に掲げる事業目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公 告)

第5条 当法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

(事 業)

第6条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気保安管理業務に関する技術の調査研究
- (2) 電気保安管理業務の電気使用における安全及び合理化に関する指導及び相談
- (3) 電気保安管理業務の保安に関する合理的制度運用の確立と行政への提案
- (4) 電気保安管理業務の保安に関する研究会、講演会、見学会等の開催
- (5) 電気保安管理業務の技術の向上、業務の改善合理化等に関する施策の推進
- (6) 電気保安に関する会誌発行及び資料等の作成、普及
- (7) 電気保安管理業務の営業活動の支援

1 - 1. 定款

- (8) 電気保安管理業務の共同受注、一括契約に関する諸課題の関連業務・支援
- (9) 電気保安管理業務に関する情報提供
- (10) 電気保安管理業務の事業促進の広報活動
- (11) 電気保安管理業務の合理的運用を促進する会員相互援助及び協力体制の整備
- (12) 電気保安管理業務の合理的運用を促進する会員情報管理体制の整備
- (13) 電気事業法施行規則による電気保安管理業務の承認申請に関する事務手続き及び情報管理
- (14) 電気保安管理業務の保安規程及び基本書式に関する資料の整備及び提供
- (15) 電気保安管理業務の損害賠償保険に関する保険契約の事務手続き及び情報管理
- (16) 電気保安管理業務の事故防止対策及び事故調査報告書の統計資料作成及び提供
- (17) 電気関係報告規則に基づく事故報告及び事後処理の業務支援
- (18) 電気保安管理業務の適正な業務運用を促進する電気保安関連書籍及び電気保安管理業務関連用品の販売及び斡旋
- (19) 電気保安管理業務の合理的運用と組織活動の活性化のために行う収益を目的とした事業
- (20) 電気保安管理業務の技術研修会及び安全研修会の開催
- (21) 電気保安管理業務に関する事業及び会員の事業促進のための支援事業
- (22) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、通常会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員（以下「正会員」という。）とする。

(1) 通常会員

当法人の目的に賛同して入会した個人事業者である電気管理技術者

(2) 特別会員

当法人に功労があった者又は学識経験者等であって、理事会から推薦され、入会し

1-1. 定款

た者

(3) 準会員

第1号に掲げる者以外の者であつて、電気主任技術者及び電気管理技術者を目指し入会した個人

(4) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、その事業に協力する者であつて、理事会から推薦され、入会した者

(入 会)

第8条 当法人の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

- 2 会員となるには、当法人が別に定める入会及び退会規程に従い申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費等の負担)

第9条 通常会員、準会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するためそれに必要な会費を支払う義務を負う。

- 2 通常会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 通常会員及び準会員が会費等を3ヶ月滞納し、督促後なお3ヶ月会費等を納入しないとき。
- (5) 電気主任技術者免状の返納命令を受けたとき又は電気管理技術者の責任により電気事業法施行規則に基づき外部委託承認を取り消されたとき。
- (6) 会員が電気保安法人を設立又は同様の事業目的の法人に加盟するとき。
- (7) 賛助会員が会費を納入せず、督促後なお会費を6ヶ月以上納入しないとき。
- (8) 通常会員が入会及び退会規程に該当したとき。

1-1. 定款

(退 会)

第11条 会員は、前条の第2号、第3号を除く各号の場合、別に定める入会及び退会規程に従い退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するとき又は会長より退会の勧告を受け同意しない場合は、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

(1) 当法人の定款又は規程類に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を毀損し又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知をするとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項による除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 総 会

(種 別)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構 成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

1-1. 定款

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告並びに事業計画及び収支予算
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前各号にかかわらず、個々の総会においては、第18条第3項の書面に記載した審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第17条 定時総会は、毎年1回5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権を有する10分の1以上の正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長に行われたとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - 一、請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - 二、請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招 集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

ただし、全ての正会員の同意がある場合には、書面による議決権の行使を認める場合

1-1. 定款

を除き、その招集手続を省略する事ができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に対し通知を発しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするには、2週間前までに正会員に対し通知を発しなければならない。

(議 長)

第19条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第21条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは他の正会員を代理人として議決権の行使を委任すること事ができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

1 - 1. 定款

(議事録)

第24条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席した場合における当該出席者の方法を含む。）
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数
書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議長、出席した理事、監事及び書記（議事録作成者）の氏名
- (6) 一般法人法施行規則第11条第3項第3号に規定する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が、署名又は記名押印し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(総会規程)

第25条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規程による。

第 4 章 役 員 等

(種類及び定数)

第26条 当法人に次の役員を置く

- (1) 理 事 3名以上17名以内
 - (2) 監 事 2名以内
- 2 理事の内、1名を会長とする。また2名以内を副会長、1名を専務理事、6名以内で常務理事とすることができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務・権限)

1-1. 定款

第28条 理事は、理事会を構成する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、その職務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
また、専務理事に事故があるときは、専務理事の業務を執行する。
- 6 理事会は会長及び前2項に定める専務理事並びに常務理事以外の理事のなかから、業務を分担執行する者を選任することができる。
- 7 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 8 会長、専務理事、常務理事及び第6項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 9 会長が欠けた場合は、欠けた会長を除き第39条第3項第2号による理事会で新しい会長を選任する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告するため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為を

1-1. 定款

し、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は前任者又は他の在任者の残任期間と同一とし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

4 役員は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第32条 役員は、原則として無報酬とする。

ただし、常勤の役員及び非常勤の役員に対しては総会の決議を経て、報酬を支給することができる。その報酬額は、総会において定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会決議により、別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当

1-1. 定款

法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(責任の免除)

第34条 当法人は、理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、外部理事及び外部監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第35条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中等から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第36条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第37条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

1 - 1. 定款

- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選定及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制整備
- (6) 第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第39条 理事会は定期理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定期理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第29条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

1-1. 定款

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の招集の請求があった場合は、その請求があった日から2週以内の日を臨時理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(議 長)

第41条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(定足数)

第42条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第8項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した会長、出席した理事の1名及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会の規程)

1-1. 定款

第47条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第48条 当法人は、通常会員に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

2 通常会員として入会する者は、入会時に基金を全額払い込まなければならない。

(基金の募集)

第49条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会において定める。

(基金の拠出者の権利)

第50条 拠出された基金は、基金拠出者が退会するまでは返還しない。

(返還の手続)

第51条 基金の拠出者に対する返還は、総会の決議に基づき、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第52条 当法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第53条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、支出を行うことができる。

(事業報告及び決算)

1-1. 定款

第55条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第56条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

（会計原則）

第57条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第58条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

（合併等）

第59条 当法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人と合併、事業の全部又は重要な事業の一部を譲渡することができる。

（解 散）

第60条 当法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

（残余財産の処分）

第61条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

1 - 1. 定款

- 2 当法人は、残余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第62条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第63条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第64条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程

1 - 1. 定款

- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 前項の監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第65条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第65条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第66条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

第67条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第68条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

1. この定款は平成22年11月25日より施行する。
2. 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成23年3月31日までとする。
3. 当法人の設立時の理事、代表理事及び設立時監事は次のとおりである。

1-1. 定款

設立時理事	山 口 岩 男
設立時理事	米 川 眞 一
設立時理事	奥 山 求
設立時理事	宮 中 邦 夫
設立時理事	森 務
設立時理事	小 野 詔 義
設立時理事	渡 邊 敏 男
設立時代表理事	山 口 岩 男
設立時監事	菅 原 雄 次

4. 当法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

北海道北広島市西の里北4丁目4番地13	山 口 岩 男
札幌市東区東苗穂14条2丁目19番27号	米 川 眞 一
札幌市西区宮の沢4条3丁目20番5号	奥 山 求
北海道石狩郡当別町西町15番地4	宮 中 邦 夫
北海道石狩市花川北5条2丁目103番地	森 務
札幌市南区石山3条8丁目11番6号	小 野 詔 義
北海道岩見沢市南町7条4丁目2番12号	渡 邊 敏 男

5. この改正定款は、平成24年5月25日から施行する。

6. 第11条(退会)2項に「任意退会」の項目を記述し、改正施行する。

7. 第12条(除名)の事項に一部「理事会における退会勧告に同意しない場合」の記述を追加し、改正施行する。

8. 第19条(議長)は、総会出席正会員の中から「議長・副議長」を選任するに改正施行する。

9. 第26条(種類及び定数)の理事定員数を「3名以上17名以内」に改正施行する。

10. 第21条(決議)に「可否同数の時は、議長の決するところによる。」及び同条2に「前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。」の記述を追加し、改正施行する。